

横浜市教育委員会  
定例会会議録

- 1 日 時 平成 22 年 9 月 7 日（火）午前 10 時 00 分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 小濱委員 中里委員  
奥山委員 山田委員
- 4 欠席委員 野木委員
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

# 教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

平成 22 年 9 月 7 日 (火) 午前 10 時 00 分

1 会議録の承認

2 教育長一般報告・その他報告事項

3 陳情審査

受理番号 25 教科書採択に関する陳情

4 審議案件

教委第 21 号議案 横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について

教委第 22 号議案 「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針（仮称）」素案について

教委第 23 号議案 児童又は生徒に対する指導が不適切な教員に関する取扱規則の改正について

教委第 24 号議案 「(仮称) 横浜市教育振興基本計画」素案について

教委第 25 号議案 「平成 21 年度横浜市教育委員会点検・評価報告書」について

5 その他

～傍聴人入室～

今田委員長

それではただいまから、教育委員会定例会を開催いたします。

本日は、野木委員がご欠席との連絡を受けております。

始めに会議録の承認を行います。前回、平成22年8月24日定例会の会議録署名者は、中里委員と奥山委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、承認いたします。なお、字句の訂正がございましたら後ほど事務局までお伝えください。

次に、議事日程に従い教育長から一般報告をお願いします。

山田教育長

【教育長一般報告】

1 市会関係

9/3 本会議（第1日目）

- ・議案上程、質疑、付託

それでは一般報告を行います。まず市会の関係ですけれども、先日9月3日、市会第3回定例会の本会議が行われまして、議案28件、質疑、委員会付託等々が行われたところでございます。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 8/26 横浜市立小学校水泳大会

それから委員会の関係ですけれども8月26日、横浜市立小学校の水泳大会が開催をされたところでございます。

それから、その他でございますけれども、中学生向けの礼儀作法読本が今般刊行されましたので、これは後ほど所管課のほうからご説明をさせていただきます。

以上でございます。

今田委員長

教育長の報告が終了しましたが、ご質問等ございましたら、どうぞ。

なければ、今お話がありました「中学生のための礼儀・作法読本」について、所管課から説明をお願いします。

漆間指導部長

おはようございます。指導部長の漆間でございます。「中学生のための礼儀・作法読本」を発行し、既に中学校に配布いたしました。詳細につきましては、指導企画課首席指導主事齊藤よりご説明申し上げます。

齊藤首席指導主事

それでは、「中学生のための礼儀・作法読本」ですが、公共心や法、マナー、ルールを守る規範意識、礼儀を大切にする態度などを育てるためにということで、昨年度から作成し、9月1日に発行することができました。

現在、市立中学校、それから特別支援学校中学部の1年生全員に配布が終わっております。この本に関しましては、書店で販売の予定ですが、9月中旬には書店に

並ぶ予定になっております。また、このような形で発行したことにより、子どもたちの意識の啓発、それから向上を図るとともに、家庭との共通理解を図ることによって、規範意識ですとか、礼儀を大切にする態度を育成していければと思っております。以上です。

今田委員長 説明が終わりました。何か質問ございましたら。

中里委員 中学生全員が手元に届くわけですね。

齊藤首席指導主事 はい。もう既に学校には届いています。

中里委員 いかに関係して活用するか。それから日常生活の中で常に指導が、これに基づいて行き届いていくかというあたりが非常にポイントになってくると思います。家庭への啓発というのも非常に大事な要素です。昔であれば本当は家庭でされるようなところまでを学校でやらざるを得ないという現実があるわけです。各学校でいかに運用、活用、継続していくかというところが大事な要素かなと感じております。

小濱委員 前教育委員の吉備カヨさんがしきりにおっしゃっていたことで記憶に残っていることがあるのですが、小学校で授業を始めるときに日直の子が「きょうは何々の授業を始めます」という表現をとるのはおかしいということをおっしゃっていました。

どうしておかしいかという、授業を始めるのは先生であって児童生徒ではないということ。あの言葉は非常に違和感があるということをおっしゃっていました。私もそれは共感する部分があります。それよりは学校の中で「起立、礼、着席」という形を徹底させたほうがいいのかと個人的に思っております。今見ましたら、それは書いてありますので、これを単に配って「あいさつというのはこういうものか」と各学生が思うだけではなくて、各学校できちんと実践される体制になっていくべきではないかなと、私は思っています。この本については、大変いいものを作っていただいたとは思っております。

齊藤首席指導主事 ご指摘のとおり、いかに学校が有効活用するかということは、やはり今後の課題だと思っております。そこで、学校に対しては「中学生のための礼儀・作法読本」を配布すると同時に、教員向けの啓発を含め、「中学生のための礼儀・作法読本活用のために」という形で、教員向けの冊子も同時に配布させていただきました。

これによって、さまざまな場面での活用をぜひ積極的にしていただければと思っております。

中里委員 若い世代は自主性を尊重されながら育ってきていて、このあたりが欠けているケースが多いので、そういう職員研修のときにも実践の中で是非活用していただければと思います。

よろしく願いいたします。

今田委員長 よろしいですか。それではほかにご発言、ご質問等がなければ、議事日程に従い、陳情審査に移ります。

受理番号 25 の陳情書について、所管課から説明をお願いします。

漆間指導部長	教科書採択に関する陳情、受理番号 25 番が届いております。陳情項目並びに考え方につきまして、指導主事室長よりご説明申し上げます。
齊藤指導主事室長	<p>指導主事室長の齊藤でございます。受理番号 25 番、「教科書採択に関する陳情」でございます。青葉区の個人 1 名の方からの陳情でございます。</p> <p>陳情項目は 4 点ございます。まず 1 点目、「8 月 3 日の小学校の教科書採択に関する部分の教育委員会の議事を取り消し、小学校教科書の採択をやり直すこと」。</p> <p>これに対します事務局の考え方でございます。平成 23 年度に市立学校で使用する教科書につきましては、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導及び平成 22 年度横浜市教科書採択の基本方針に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、平成 22 年 8 月 3 日の教育委員会定例会において適正・公正に採択を行いました。</p> <p>2 点目でございます。「その際、今後は学校採択にする方向にあることを考慮して、各区ごとの採択になるよう、くふうをすること」。</p> <p>これに対する考え方でございます。採択地区の変更については、平成 21 年 6 月 23 日開催の「横浜市教育委員会臨時会」で審議し、承認され、神奈川県教育委員会に提出し、平成 21 年 10 月 15 日開催の「神奈川県教育委員会定例会」にて平成 22 年度から横浜市教科書採択地区が 18 採択地区から 1 採択地区に変わることが決定しております。</p> <p>続いて 3 点目でございます。「教科書採択時の教育委員会会議は、横浜市教育文化センターホールの上を会場として、傍聴者はホール内に入れるかぎりの市民に公開すること。当然、教育委員はマイクを使用して発言すること」。</p> <p>これに対する考え方でございます。できるだけ多くの市民が審議内容を聞けるよう、傍聴の抽選に漏れた方に対し、教育文化ホールで音声をモニターできるように対応しております。</p> <p>続いて 4 点目でございます。「採決に際しては、無記名投票をしないこと」。</p> <p>これに対する考え方でございます。教育委員会会議規則に基づき、採決を行っております。以上でございます。</p>
今田委員長	所管課から説明が終了しましたが、何かご質問等ございましたらどうぞ。よろしいですか。それではご質問等がなければ、受理番号 25 の陳情書については所管課の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。
各委員	<了 承>
今田委員長	<p>では了承いたします。なお、回答文については私と教育長に一任していただきたいと思っております。</p> <p>次に議事日程に従い、審議案件に移ります。審議に入る前に事務局に確認ですが、何か報告事項がございますか。</p>
高橋総務課長	<p>はい。ご報告申し上げます。次回の教育委員会臨時会でございますが、9 月 28 日火曜日の午前 10 時から開催いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
今田委員長	<p>皆さん、よろしいでしょうか。それでは次回の教育委員会臨時会は 9 月 28 日火曜日の午前 10 時から開催することとします。</p> <p>それでは審議に移ります。教育委員会第 21 号議案「横浜市教育委員会職員の勤</p>

務時間等に関する規程の一部改正」について、説明をお願いいたします。

小野職員課長

おはようございます。職員課長の小野でございます。よろしくお願いいたします。それでは第 21 号議案の説明をさせていただきます。中央図書館長の勤務時間及び勤務を要しない日を変更するため、横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正したいので、提案するものでございます。

お手元の資料 4 ページ目をおめくりください。新旧対照表になってございます。左側が現行の勤務体制、右側が改正案ということになっておりまして、中央図書館長はこの表の中央の部分、こちらに出ております。現行の勤務時間につきましては、8 時 40 分から 3 時 55 分まで 6 時間 15 分になっております。勤務日数につきましては月曜から金曜日の週 5 日、休務日につきましては土曜日・日曜日の 2 日ということ。

今後は 8 時 40 分から 5 時 25 分の勤務時間、7 時間 45 分の労働時間としたいと考えております。勤務日数につきましては月曜日から金曜日のうち週 4 日、休務日につきましては土曜日・日曜日及び、月曜日から金曜日のうちの指定する 1 日ということで変更したいということでございます。

経緯ですけれども、昨年まで中央図書館長は嘱託員という位置づけがありました。ところが今年の 4 月、再任用化を行った関係で、館長は正規の事務職という立場となりました。従いましてこれまで担っていなかった市会の関係、例えば常任委員会の出席や、関係区局との調整、図書館関連の会議につきまして、管理運営業務への意思決定に深くかかわる必要が出てくるということで、5 日に変えました。ところが、4 月から今日まで大体 6 か月弱ですけれども、やはり業務量がかなり多いということで、本来勤務終了時間に業務が終了しないという状況がこれまで続いているということでございます。

従いまして、ここで勤務体制を見直すという形をとらせていただきたいということです。これまで指定されている勤務時間と実際の勤務実態が異なり、これが続いているということは、健康面も含めて労務管理上好ましくないもので、今回見直しをするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

今田委員長

所管課からの説明は終了しました。ご質問等ございましたらどうぞ。特にご質問がなければ、議案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、原案のとおり承認いたします。

次に教育委員会第 22 号議案「『横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針（仮称）』素案」について、説明をお願いいたします。

上田学校計画課長

学校計画課長の上田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それではお手元の資料の 1 枚目の裏面をご覧くださいと思います。提案理由を説明させていただきます。資料にありますとおり、「基本方針につきまして検討委員会の提言を踏まえ、新たな基本方針の素案を作成するとともに、広く市民からの意見又は提案を求め、有益な意見等を考慮して新たな新基本方針を策定するため、市民意見募集を実施する」こととしています。

その次でございます冊子が今回の素案になります。かなりボリュームがありますので、素案の次についている A 4 の資料を使いまして素案についての中身を説明させていただきます。

お手元の資料の中段に新基本方針策定スケジュールを記載させていただきました。今月中旬から約1か月間市民意見募集を行い、11月には教育委員会に意見募集結果について報告をさせていただきたいと思います。その後、12月には教育委員会において新基本方針の策定をしていただき、策定された新基本方針につきましては平成23年度から運用を開始したいと考えております。

それでは、新基本方針の素案につきましてお手元のA3資料で概要を記載していますので、この資料に基づいてご説明をさせていただきます。素案の内容につきましてはご覧のように「第1章 現状」「第2章 課題」そしてそれらを踏まえた「第3章 通学区域制度並びに規模及び配置の適正化方策」からなっています。

それでは、この第3章について主なものを中心にご説明をさせていただきます。1の「通学区域制度」の(2)「通学区域制度の基本的な考え方」ですが、青字で記載しましたとおり、現行の住所によって就学すべき学校を指定する通学区域制度を今後も基本といたしております。その下の青字の部分ですが、保護者等市民から弾力化を望む声があり、通学区域の調整、通学区域の弾力化を進めていく必要があるといたしております。

次に(3)「通学区域の設定にあたっての考え方」ですが、白枠の中に青字で記載しましたとおり、通学区域を設定するにあたっては今年度から全市的に実施している小中一貫教育を考慮することといたしております。

次に(4)を飛ばしまして(5)をご覧くださいと思います。(5)「通学区域の弾力化」ですが、白枠の中に青字で記載した学校選択制につきましては、保護者や地域などの意見等を把握し、引き続き検討することといたしております。

それでは資料の裏面のほうをご覧くださいと思います。2「学校規模と配置の適正化」の(1)「適正な学校規模の考え方」ですが、黄色の枠の中に青字で記載しているとおり、現行の基本方針で定義されていなかった中学校の9～11学級を準小規模校、小中学校の25～30学級を大規模校と今回明確に設定をさせていただいております。

次に(2)「学校規模の適正化方策」です。黄色の枠の中に青字で記載したとおり、従来小規模同士が近接する場合のみ、統合の対象地域としておりましたが、今回の素案では対象地域を拡大し、資料にある②の小規模校と適正規模校が近接する地域、③小学校または中学校が小規模校で近接しており、同一敷地内で小中併設校の設置ができる地域。そして④準小規模校も含め、将来小規模化が予測される学校も同様の対象地域としております。統合できる対象を拡大することにより今後小規模校対策としての学校の統合を進めていければと思っています。

次に(イ)「統合の方法」ですが、青字のところになります。学級数などの学校施設の規模が不足する場合は、増築による施設拡充の対応も検討するとしております。また原則として統合に伴う新設校の建設は行わないとしておりましたが、建て替え時期が来ている施設については考慮することといたしております。

資料の右側の黄色の枠の中をごらんいただければと思います。(エ)「再編統合時の配慮事項」を5点ほど記載しましたが、主なものとして⑤をご覧くださいと思います。⑤で再編統合による通学区域が拡大し、適正な通学距離が保てない場合は、通学支援策を検討するとしております。具体的には現行の原則徒歩通学から公共交通機関を使用せざるを得ないようなケースに対して、行政の支援策を今後検討するというものでございます。

次に(ウ)「過大規模校・大規模校対策」ですけれども、青字で記載しましたとおり、指定校以外の学校から就学を認めるなど、新たな適正方策を検討する必要があるといたしております。その下の黄色い枠の中をご覧くださいと思います。分離新設を検討する条件として、現行の基本方針では31学級以上の過大規模校の

状態が続く場合としておりますが、青字で記載しましたとおり、施設・教育内容・児童生徒指導に支障がない場合はこの限りではないとしております。

最後になりましたがエの「新しい課題に対する方策」として、青字で記載しましたとおり、校舎の経過年数を踏まえ建替えを考慮した再編統合の推進等を進めるということで記載をさせていただいています。

以上、簡単ですけれども素案の概要についてご説明させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

今田委員長 所管課から説明が終了しました。ご質問等ございましたらどうぞ。

小濱委員 今ご説明いただいたうちの2の「学校規模と配置の適正化」の黄色い枠の中の、左ページで準小規模校と大規模校を新たに定義したということですが、大規模校は何となくわかるのですが、準小規模校というのは、微細に定義しているわけですね。8学級以下からその次の9ないし11学級のように、細かく規定したその根拠を教えてくださいませんか。

上田学校計画課長 実はすべての学級数について何らかの定義をしたいというのも1つありますけれども、この準小規模校と定義をさせていただいたのは、今後、中学校であっても生徒数はどんどん減っていくということが予想されますので、この位置にある学級数ですと、今後は小規模校になる可能性が高いということで、小規模にいずれ移ることから準小規模校という形で定義をさせていただきました。

小濱委員 1学年3クラスから4クラスという感じですね。  
こういうものを設定しておくことによるメリットはあるのでしょうか。余り細かくするのもどうなのかなと思います。今必要とされてきているんですね。

中里委員 先々を見て対策は必要だと思います。というのは、中学校で9から11ということは、9教科の免許の教員がそろわない可能性が含まれてくるので、対策は必要です。

小濱委員 わかりました。教員がそろわないというのが、やはり大きな理由であり、そろわない可能性があるということがわかりました。

上田学校計画課長 中里委員が今おっしゃったとおりですけれども、それにあわせて、実はその下の黄色の枠の中の学校の統合の中で、これから小規模校対策としての再編統合を進める上で、④のところで「準小規模校も含め、将来小規模化が予測される学校も小規模と同様に扱う」ということで、今回改めて準小規模校と位置づけをさせていただいたところです。

奥山委員 非常に市民も関心が高いテーマだと思いますので、1カ月という期間はあると思いますけれども、ぜひ広報に力を入れていただきたいというのが1つです。貴重な意見を聞く機会だと思います。

あと、今回の通学区域制度の部分と、それから学校規模の適正配置ということで、大きく2つあると思いましたので、例えばアンケートをとる場合も、どちらの意見なのかをチェックしていただいたりすると書きやすいのかなと感じました。ぜひ保護者の方にうまく伝わるようにアンケートを実施していただきたいと思いました。どうぞよろしくお願いいたします。



山田教育長 総論は基本の考え方で整理させてもらいますけれども、各論の段階になるといろいろのご意見、また自分の問題で捉えられると、それぞれ違ったお考えの方もいらっしゃるようです。これを踏まえ、個々の具体的な学校等が名前が挙がった場合にはその都度、地元の方等と学校とは協議をしていきたいと考えております。以上でございます。

今田委員長 よろしゅうございますか。それでは、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 では、今後いろいろな取組をしていく方々の意見を参考にしながら、取組を進めていただきたいと思います。それでは原案のとおり承認いたします。  
次に第 23 号議案「児童又は生徒に対する指導が不適切な教員に関する取扱規程の改正」について。説明をお願いいたします。

伊藤教職員人事部長 おはようございます。教職員人事部長の伊藤でございます。よろしくお願ひいたします。  
それでは教委第 23 号議案「児童又は生徒に対する指導が不適切な教員に関する取扱規則の改正」についてご説明申し上げます。教職員人事課長の重内のほうから説明をお願いいたします。

重内教職員人事課長 おはようございます。教職員人事課長重内でございます。よろしくお願ひいたします。  
第 23 号議案でございます。1 枚おめくりいただきまして 2 ページに提案理由がございます。4 月からの方面別学校教育事務所の設置を機に、校長の負担を軽減し制度の適切な運用を図るとともに、よりきめ細かな学校支援体制を推進することを目的として、指導が不適切な教員の確認や認定などの手続きを方面別の学校教育事務所長又は所管によって指導部長が行うこととするため、児童又は生徒に対する指導が不適切な教員に関する取扱規則の全部を改正したいということでございます。  
恐れ入りますが資料の 6 ページをご覧くださいと思います。新旧対照表になっております。左側が現行、右側が改正案でございます。規則改正の内容についてご説明を差し上げます。  
まず第 3 条関係でございます。改正前は校長が指導が不適切な教員の事実の確認を行い、必要に応じて事務局職員の派遣を要請することとしておりましたが、先ほど改正の趣旨でご説明したとおり、この制度に関する校長の負担を軽減し、制度の適切な運用を図るとともによりきめ細かな学校支援体制を推進するため、改正後は事務局の職員、小中学校においては方面別学校教育事務所、特別支援学校あるいは高等学校につきましては指導部が校長と連携をして事実の確認を行うこととしております。  
続きまして第 4 条でございます。趣旨は第 3 条と同様でございます。こちらにつきましては指導が不適切な教員の認定の手続きに関する条文でございますが、こちらのほうも校長からこの教育事務所と指導部の申請に変更してございます。  
それから 3 点目でございますが、今回この規則改正を行うに当たりまして、少し条文の整理をさせていただいております。根拠法令であります教育公務員特例法の第 25 条の 2 でございますが、この構成に合わせて第 5 条から第 7 条の構成を、内容は後からちょっと説明する部分以外は変えてございませんが、構成、並びを変更

したというものがございます。

それから第5条でございますが、これは指導改善研修の部分でございます。教育公務員特例法の第25条の2の第2項において、この指導改善研修の期間は原則1年とし、必要がある場合においては2年を超えない範囲で延長することができるという規定になっております。この規則の改正前につきましては、必要がある場合において2年を超えない範囲内で延長することができるという部分が要項にゆだねられておまして、規則で明確に定められておりませんでしたので、今回あわせて明記をさせていただき形で改正をしたいと考えております。

続きまして7ページになります。第7条につきましては指導が不適切な教員認定審査会関係の規定をしてございましたが、この審査会の委員の構成等、運用に関する部分につきましては、今回の改正で、要項で規定することとさせていただきました。旧7条につきましては教育長等の責務と支援という関係を規定しておりますが、今回の規則改正により、これまで校長を事務局が支援するという体制になっておりましたが、先ほど申し上げましたように、事務局が主体となってこの認定、事実確認等を行ってまいりますので、この旧7条につきましては条文の内容を削除しております。

最後に旧の第9条から11条でございますが、この当該の条文につきましては教育公務員特例法第25条の2の各項において、規則に規定することが義務づけられているというものではないため、今回の改正で規則から削除し、要項で規定をするということに整理させていただいております。ただし旧の10条、これは意見の申し出の機会の付与というものでございますが、これは文部科学省によりまして教育公務員特例法の改正における留意事項として、本人からこの制度について意見を徴収する機会を設けることについて、規則にこの規定を設けなさいということになっておりますため、第25条の2には規定されておりませんが、この部分については今までどおり変更はしないという形になっております。これが新しい条文でいいますと第8条ということになっております。

改正につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

今田委員長

承認の前に確認ですが、提案理由でこの4条の部分のところ大きな改正のポイントかなと思いますが、それ以外に今の説明でいくと、これを機に関連の改正に合わせて規則改正とも聞き取れました。そうだとすると、提案理由の中にその辺のニュアンスが盛り込まれているのか。どうでしょうか。

重内教職員人事課長

提案理由につきましては、大きくは第3条の事実の確認、それから第4条の指導が不適切な教員の認定にかかる手続きのところ提案理由でお示しをした部分でございます。それ以外につきましては、関係法令の改正ではなく、これを機会に少し整理をさせていただいたということでございまして、申し訳ないのですが提案理由のほうには今掲載はしていないという状態でございます。

一応、最後のところ取扱規則の全部を改正したいので提案をするというようにさせていただいておりますので、本来は一部改正のところ、全部改正という形で整理をかけさせていただき、そういう趣旨で提案理由を書かせていただきました。

小濱委員

今、委員長のおっしゃったことと関連するのですが、これは今日の審議で教育委員会を通過させる予定なのですか。それとも継続審議ということもあり得るのでしょうか。委員会の議事の進行次第ということですか。

重内教職員人事課長	教育委員会に私どもはお諮りしていますので、その結論については委員会のご判断になるかと思えます。
小濱委員	いつまでと期限を事務局であらかじめ設定してることはないんですか。
重内教職員人事課長	期限設定はしておりません。
小濱委員	<p>その上で少しお聞きしたいのですが、提案理由のところ「校長の負担を軽減し」とあります。この校長の負担というものが具体的にどういうことなのか、「これまでこういう負担が具体的にあった」などももう少し詳しく説明しておいたほうがいいのではないかと思います。責任分担の部分が教育委員会事務局の職員へと移るわけです。そうすると、解釈の仕方によっては校長の頭越しにトップダウンで不適格職員と決定するみたいに解釈されかねない危険があると思います。私はそうは思っておりませんが。その点、いかがでしょうか。</p> <p>これは校長の負担を軽減というのが目的ですね。</p> <p>書いてありますから、よく見ればわかりますが、校長先生が学校教育事務所に申告をするというような形をとり、そこで連携しながら綿密に相談した上で決定していくという、そういうプロセスであろうと思いますが、この提案理由だけを読ませていただくと、誤解されかねないかなと思いますけど、その点、いかがでしょうか。</p>
重内教職員人事課長	<p>はい。説明させていただきます。第3条のところにも掲げさせていただいておりますが、教育委員会事務局の職員、これは所管によって違うわけですが、校長と連携して日ごろの授業の観察ですとか、あるいはほかの教職員からの報告、指導ぶり、それから児童や保護者からの苦情などについて、総合的に相談をして判断をしながら事実の確認をして、その上でまた連携をしながら確定していくということに手続上はなっております。</p> <p>この制度が法制化してからも2年3年と経ってきたわけですが、校長先生がまず観察をして、指導をして、周りの職員あるいは保護者や生徒からの話も聞きということで、まず事務作業的にもかなりの負担があります。</p> <p>認定をするということになると、事務作業的にもかなりの負担になるという部分が1つございます。</p> <p>もう一つは、この指導が不適切な教員の認定、そして研修を受けて、その後審査をしていただいて復帰できるかということを決めていくわけですが、教職員の身分にかかわる部分の決定ということが必ずついてくる研修ということになりますので、不服申立てですとか訴訟ですとか、そういうことも想定をされます。</p>
小濱委員	それは不適格教員の指定を受けた人から、例えば訴えられるみたいなことですか。
重内教職員人事課長	<p>そうですね。そういうことが十分に、具体的にあると想定されます。</p> <p>認定そのものは教育委員会でするということにはもちろんなっていますが、それまでの手続きが今まではすべて校長ということになりますので、校長一人のご負担が大きくなるのではないかと、教育委員会全体としては課題と感じておりましたので、今回調整をして、このような形で教育委員会事務局として最初の手続きのところの責任をきちんと持っていこうという形にしました。</p>

- 小濱委員 わかりましたが、単に「校長の負担」と書いたのでは抽象的ですので、やはり上から決めつけるみたいな誤解を招きかねないかなと思いますので、その校長先生の負担というのは「具体的にはこういうことがあるんだ」というようなことを、公表するときには少し書いたほうがいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。
- 今田委員長 おっしゃるようにここで「校長の負担を軽減」というのがいいかどうかは別にして、一般論としては提案理由というのはそれほど事細かに書きすぎないのが多いような気がします。
- 山田教育長 提案理由は、今委員長がおっしゃられたみたいに、結構抽象度が高いのが一般的には多いですね。今回の場合は、確かに校長の負担軽減ということが最初に出てますが、方面別の事務所を作って、委員会としてより学校の近いところで全面的に支援をしていこうというのが考え方のベースにあります。指導が不適格な教員には学校の事情、あるいは人間関係等々があり、校長先生の言うことも余り聞かない、中にはそういう教師もいるわけです。実は校長先生としては不適格の申請をしたいが、いろいろな校内事情あるいは人間関係等々があり、なかなか難しい部分もあるので、調査の段階では教育事務所と校長と一緒に調査を行ったり、あるいは指導をしたりということを行います。具体的にそれが不服申立や訴訟になるかは別にしまして、現実的な対応の中で難しい状況があるので、その部分について今回の方面別事務所をつくり学校の支援という考え方のもとで、校長の一定の負担を軽減していこうという趣旨でございます。
- 今田委員長 「校長の負担を軽減」というフレーズはないといけないのでしょうか。なくても、制度の適切な運用、設置を機にということを読み取れるのではないのでしょうか。むしろ、何か校長の負担を軽減というと、せつかくの深い思いの部分が伝わらないのではないのでしょうか。
- 小濱委員 むしろ場合によっては、校長先生が深くかかわることになるというケースもあるわけですね。
- 中里委員 学校経営に携わってきた中で校長の負担軽減という角度では仕事はしてきませんでした。やはりそのフレーズは非常に気にかかる部分です。  
実は、子どもたちによりよい教育を提供するということには、誰も異論がないわけですが、教育には信頼と信用が必要だということも当然のことなのですが、ほとんどの多くの先生方は朝早くから夜遅くまで、土日昼夜を問わず、身を粉にしてやっ  
てる方が圧倒的多数なのですが、現実のごくわずかですが、昨年だけでも例えば不祥事で随分たくさん処分したり、あるいは各学校で研修会を開いたり、指導主事が来て指導するような事態もありました。  
それから昨年の市議会の常任委員会でも、市議会の先生から指導力、実態はどうなんだという質問もありました。各学校に訪問しますと、開口一番、そういう教員の話をして、ほんとに困り果てて話をされる校長先生もおります。  
例えば担任が持てない。授業ができない、あるいは成立しない。それからコミュニケーションがとれないと、大きく3つに分けられますが、ほとんどのケースが全部抱えています。1つならば、カバーしながら何とか育成することは可能ですが、2つ3つ重なっていた場合には、本当に大変です。それを4つの方面別の教育事務所の中できめ細かく、育成という視点も含めながら大局的な視点でやって

いただくというのは、私はすごくありがたい方法だと思います。その中で今まで事務局としてつかめなかった実態もたくさんあるので、その実態をつかみながら、また新たな方策が出てくるのではないかと思います。そこが切り開かれなければ、根本的な解決にならないと思いますので、ぜひ大局的な形で全体を把握していただいた中で、支援という形で新たな方策を、ぜひ生み出してほしいと思います。実態は数としては相当いるはずです。

奥山委員

多分、小濱委員の感じたことと少し近いのかもしれませんが、やはり第3条のところでは、最初、旧のほうは「校長は」から始まり、今度の改正案については、「職員は」ということで、このあたりが校長と連携してとなり、やはり現場から出てきたところに職員が連携して進めていくということなのかなと思いますと、このあたりが文章としてどうなのかと気になりました。

やはり、これは職員側が前面に出ていくというように読み取れなくもないので、少し現場から上がってきたことに対してサポートするというような形のほうが、むしろいいのではないかと、感じとして思っただけです。多分、法律的な用語等々あるのだと思うのですけれども、少し印象だけ述べさせていただきました。

伊藤教職員部長

今回の規則と、あと実際の事務的なものについては事務取扱要綱的なものを、これから制定をしていきますが、今、先生がおっしゃったような指摘の部分については、規則で盛り込むよりも、実際の事務運営上の中で取り扱います。

非常に細かい話になりますので、規則に盛り込みますと条文自体が非常に膨大になりますし、量も膨大になり、一部変わると規則改正が必要になるなど事務的な煩雑もありますので、基本的には事務的な部分と基本的大綱部分に分けさせていただいて、今回大綱的なものについては表現的なものを加えまして、こういう規則ということで設けさせていただいたというのが1つの理由になっております。

小濱委員

その点はよくわかりました。条文の文言はあまり複雑にしないほうがいいというのは、そのとおりです。それに並行して、今おっしゃっていただいた事務上の取扱の文章がやはりいるかなと思います。それをできれば作成していただけると、こういう感じで進めますよということで、委員各位の中でも共通理解が得られるような、それが必要かなという気がします。

伊藤教職員部長

事務取扱の要綱については、細則的なものは決めようと思っておりますので、今回の規則の第9条の委任のほうでも、「必要な事項については教育長が別に定める」というようなのが第9条に書いてございますので、こちらのほうで実際の運用や取り扱いについて、詳細な細則的なものは制定をしていくという予定をさせていただきます。

山田教育長

もともとこの制度を発足させたときに、非常に細かい膨大な量の資料を作り、実際に認定の審査会にかけますので、ある一定の期間、非常に詳細なデータを添付してやっていたんですが、非常に学校は困っているけど校長がなかなかそこまで調べて認定できないというような、現実的にはそういう事情も当初ありました。

そういうことも踏まえ、ただ実際には学校の現場で子どもが一番被害を受けているわけですから、そういうことをまず話さなくてははいけませんし、ほかの教員がすべてそれをカバーしなくてははいけません。当然管理職も一緒になってカバーしていくという事情がありまして、そのような事務的な煩瑣な部分については、校長も、それを言ってくれば一番いいんですけど、なかなかできない状況がある中で、事

事務局が相当の部分を校長と一緒にあって実際に困っている学校現場を支援しているということ、この趣旨の提案理由にさせてもらい、条文もそのような形になっています。

ですから学校の意向や考え方を全く無視するというのではなく、ある意味そこが前提になっています。ただ、事務的にはそこを事務局が行います。という形で整理をさせていただいたということです。

小濱委員 共同体制をつくっていただくということですね。

今田委員長 改正の主体が4条ですか。それに合わせて法改正の条文の部分と合わせて今回改正しようとする認定審査会なども、前には5条にあったものが条文が7条へなど、随分大きな改正みたいに書き方の上でなっていますね。現行と改正案を比較すると大きな改正に見えますが、基本的には今教育長から話がありましたように、この事務所設置を機に、学校現場をサポートしていくという、すぐに校長の負担軽減になるかは別にして、趣旨とするところは思いの部分があるということですか。

それでは、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 では、原案のとおり承認いたします。ありがとうございました。  
次に第24号議案、「(仮称)横浜市教育振興基本計画」素案について、説明をお願いします。

池尻教育政策推進室長 教育施策推進室、池尻でございます。よろしくお願いたします。  
教委第24号議案「(仮称)横浜市教育振興基本計画」素案についてでございます。  
1枚おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。提案理由でございます。教育基本法第17条第2項に規定された「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、「(仮称)横浜市教育振興基本計画」を策定するため、同素案を別紙のとおり作成することについて提案をさせていただきます。それでは別冊になっております冊子をご覧ください。これまでも教育委員のご意見を伺ってまいりました。本日ご審議をいただくものでございます。

1枚おめくりいただきまして目次ですが、4つの章と資料編から成っております。内容が大部でございますので、本日3回に分けてご説明をさせていただきます。1回目は、第1章と第2章、2回目は、第3章の1、3回目は第3章の2から最後までをご説明いたします。

それでは「第1章 横浜市教育振興基本計画」についてです。1枚おめくりいただきたいと思えます。「1 「横浜教育ビジョン」の策定」ですが、平成18年10月におおむね10年を展望して横浜の教育の目指すべき姿を描いた横浜教育ビジョンを作成しております。

「2 「横浜市教育振興基本計画」の策定」ですが、この教育ビジョンの実現に向けまして平成19年1月には「横浜教育ビジョン推進プログラム」を策定し、平成18年度から平成22年度までに取り組むべき教育施策をまとめております。国におきましては「教育基本法」を受けまして平成20年7月に「教育振興基本計画」を作成しております。同法第17条第2項において、地方公共団体は国の計画を参酌し、実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされました。

「横浜市教育振興基本計画」は、同項の規定に基づきまして平成22年度から平

成 26 年度までの 5 か年の教育の振興のための基本計画として定めるものです。このことを明らかにするために、計画の名称を「横浜市教育振興基本計画」としたいと考えております。

また平成 22 年度は「推進プログラム」の最終年度にあたりますため、この 6 月にその達成状況についての検証を行い公表しております。この検証結果も生かして、計画を作成してまいります。

また、その下の図にございますように、「横浜市中期 4 か年計画」と連動を図りながら計画を作成してまいります。

「第 2 章 横浜が目指すこれからの教育」です。1 枚おめくりいただきまして 4 ページをご覧ください。1 の「(1)「横浜教育ビジョン」に掲げる教育の使命」につきましては、「横浜教育ビジョン」に記載のとおりでございまして、確かな学力と豊かな心、健やかな体を育むことで人格の完成を目指し、社会を担う者としての資質を身に付けた「市民」の育成、先人が築き上げたものを大切にしつつ、新たな挑戦をしていく姿勢、自らが幸せに生きるとともに、他者の幸せにも寄与しようとする姿勢を育むことを教育の使命としております。

「(2) 横浜が目指す「人づくり」では、教育の果たすべき責務は「人づくり」ということで、5 ページの上ですが横浜では記載のような 3 つの力を育み、未来を担う「市民」の育成を目指してまいります。

その下ですが、そのために学校・家庭・地域が連携しまして、3 つの基本「知」「徳」「体」の調和がとれ、2 つの横浜らしさ「公」「開」を身に付けた“横浜の子ども”を育ててまいります。

“横浜の子ども”の記載につきましては、4 ページの上に記載しました教育の使命を踏まえまして、「知」確かな学力、「徳」豊かな心、「体」健やかな体、そして「公」公共心と社会参画意識、「開」国際社会に貢献する開かれた心として整理しております。

1 枚おめくりいただきまして 6 ページをご覧ください。「5 つの目標」でございます。「横浜教育ビジョン」も 5 つの目標を掲げておりましたが、この理念に基づきまして、この間の取組状況や国の「教育振興基本計画」などを踏まえ目標を整理するとともに、一部表現を改めまして次の 5 つとしたいと考えております。

目標 1 は、「「知」「徳」「体」「公」「開」で示す“横浜の子ども”を育みます」目標 2 は、「誇りや使命感に満ちた信頼される教職員を確保・育成します」ということで、教職員に関する目標でございます。目標 3 は、「学校の組織力を高め、信頼される学校を目指します」ということで、組織としての学校の目標でございます。目標 4 は、「家庭・地域・学校が連携し、子どもの成長を支え合います」ということで、家庭・地域・学校の連携の目標でございます。

また、国の計画も踏まえ、新たに目標 5 といたしまして、「子どもの教育環境を整備するとともに、市民の学習活動を支援します」を入れております。さらに取組姿勢といたしまして、「教育行政は“現場主義”で保護者・市民の期待に応えます」という整理をしております。そして 5 つの目標のうち、目標 1 を最終的な目標として「知」「徳」「体」「公」「開」で示す“横浜の子ども”を育むために、この計画全体を推進していくという整理をしております。

まず 1 回目の説明はここまででございます。よろしく申し上げます。

今田委員長

では、これまでの間でご質問等ございましたらどうぞ。

それでは、私のほうから 1 つ。教育基本法の改正で第 17 条の国の「教育振興基本計画」、この国の計画との整合性はこういう部分で図ってますよというのは、これから説明していくときには、そのことも意識の中に入れて、また明記しておいた

ほうがいいですよ。

奥山委員

目標5のところですが、生涯学習の理念というのは大変大事だと思うのですが、ここに具体的にそれぞれの施設名が入っているのですけれども、多分、地域にもっとたくさんの生涯学習のよりどころになる拠点はあると思いますので、少なくとも「等」を入れるほうがいいかなと思いました。

池尻教育政策  
推進室長

ありがとうございます。修正いたします。

今田委員長

また気がついたら元へ戻ってもらうということで、次に進んでいただきましょう。

池尻教育政策  
推進室長

それでは「第3章 今後5か年で重点的に取り組む施策」についてでございます。まず10ページ・11ページをお開きいただきたいと思います。先ほどの5つの目標に従いまして、14の重点施策について整理をしております。ここはそれが一覧できるページでございます。

12ページをお開きください。ここからが14の重点施策ですが、まずこの重点施策の構成ですが、最初に「施策の方針」として、この施策をどのような方針で進めていくかについて記載がございます。その次に「現状と課題」ということで、できる限りデータも盛り込みながら、また「推進プログラム」の検証結果なども反映しまして、現状と課題を簡潔に記載しております。

その後、「重点取組」として重点的に進めていく取組について記載がございます。本日は全体が非常に大部でございますので、この重点取組の中での主な取組についてご説明をさせていただきます。

13ページをご覧ください。1の(1)最初の文章でございます。小中学校では「横浜版学習指導要領」に基づいて、9年間を見通したカリキュラムを編成してまいります。また3つ目の段落ですが、小中一貫教育推進ブロックごとに合同授業研究会を行いまして、授業力の向上を目指してまいります。

14ページをお開きください。2の(2)です。2つ目の段落ですが、環境教育実践推進校での取組成果を全市に向けて発信し、環境教育を進めてまいります。また2つ目の段落(3)ですが、中学校では職場体験や外部人材による職業講話などの職業体験プログラムを全校で実施してまいります。

続きまして「重点施策2 確かな学力の向上」でございます。17ページをお開きください。1の(1)です。各学校が「学力向上アクションプラン」を策定しまして、基礎的・基本的な知識・技能の定着と活用に向けた学校全体の取組を継続的に行ってまいります。また、その下の(2)では、2行目ですが授業力向上研究推進校の成果を発信し、全市的に共有してまいります。(3)では2行目ですが「はまっ子学習ドリル」を平成22年度に作成しますとともに、その成果を測定できる「はまっ子学習検定システム」を平成23年度までに構築し、活用を進めてまいります。

18ページをお開きください。4ですが、上から4行目、教員のICT指導力を高めるための研修の充実を図ってまいります。

「重点施策3 豊かな心の育成」でございます。20ページをお開きください。1でございますが、上から2行目、「豊かな心の育成」推進プログラム(仮称)を平成23年度に作成しまして、これに基づき子どもの豊かな心を育成するための施策の検討や取組を進めてまいります。



また、3ですが上から3行目、学校では人権教育の全体計画に基づく取組を推進してまいります。

21ページをご覧ください。4の(1)、2段落目でございます。子どもに関する諸課題の対応への校内の中心的役割と地域連携を進める対外的な窓口を担う児童支援専任教諭を全小学校へ配置してまいります。

1枚おめくりいただきまして22ページ、ここは不登校児童生徒への支援のところでございます。22ページ上から3行目ですが、小中学校では「登校支援アプローチプラン(仮称)」を作成しまして、自校の状況に応じた取組を進めてまいります。

続きまして「重点施策4 健やかな体の育成」でございます。24ページをお開きください。1の(1)下から3行目でございます。各校の特色を生かした「体力向上1校1実践運動(仮称)」を展開しまして、子どもの体力向上を図ってまいります。また大きな2、最初の行ですが「横浜市食育推進計画」、9月に作成しますもの、あるいは「食教育推進計画」、今年度改訂予定に基づきまして、学校における食育を推進してまいります。

続きまして「重点施策5 特別なニーズに対応した教育の推進」でございます。26ページをお開きください。1の(1)最初の行でございます。特別な支援を必要とする児童生徒の個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成し、全職員が共通理解のもとに指導にあたってまいります。また同じページの(3)の最初の行ですが新治特別支援学校を旭区若葉台地区に移転整備をしてまいります。

27ページ大きな2でございます。2行目ですが、日本語指導の方法や転入時の保護者対応の方法、「学校用語対訳集」などで構成された受け入れマニュアルを作成してまいります。またその下の枠囲みですが、関連施策の2つ目としまして、各区において取り組んでいる事例などを紹介しております。

1枚おめくりいただきまして、「重点施策6 魅力ある高校教育の推進」でございます。29ページ1の(1)ですが、南高校に併設型の中高一貫教育校を設置いたします。また(2)市立高校にスポーツや芸術などの専門コースを設置してまいります。また(4)横浜総合高校を県立大岡高校跡地に移転しまして、併せて教育内容を見直してまいります。

2の(1)ですが、横浜市立大学をはじめとする大学との教育連携を進めてまいります。また(2)ですが、キャリア教育カリキュラムを作成しまして、キャリア教育を進めてまいります。

31ページからは「重点施策7 優れた人材の確保」でございます。1枚おめくりいただきまして32ページをご覧ください。「(3)よこはま教師塾」でございますが、3行目でございますように、これまでの取組を検証し充実を図ってまいります。また(4)ですが、1行目でございますように、大学1年生から3年生を対象にしました教員採用説明会の実施など、採用における取組を充実してまいります。

33ページ、重点施策8は「教師力の向上」でございます。34ページ1の(2)でございますように、経験の浅い教員の育成・支援を図るとともに、(3)でございますように4方面に設置しました授業改善支援センターの利用促進を図ってまいります。

また35ページの2ですが、上から2行目、学校への出張カウンセリングを実施してまいります。

説明が長くなって恐縮ですが、36ページ、重点施策9は「学校の組織力の向上」でございます。37ページの2ですが、2段落目、先ほどご説明しました児童支援専任教諭を配置するとともに、小中学校をサポートするための非常勤講師の配置やアシスタントティーチャーの派遣などを引き続き行ってまいります。

38 ページ、「重点施策 10 適確・迅速・きめ細かな学校支援」でございます。39 ページでございますように「(1) 教育活動の支援」、「(2) 人材育成」、「(3) 学校事務支援」、「(4) 地域連携の推進」など、学校教育事務所設置の目的に従いまして、きめ細かに学校支援を行ってまいります。

40 ページ、「重点施策 11 家庭教育への支援」でございます。41 ページの 1、2 行目からですが、家庭学習の参考となる「はまっ子学習応援BOOK」を作成しまして新入生の保護者に配布するとともに、学校は家庭学習の習慣化を働きかけてまいります。また、さまざまな機会をとらえまして家庭における基本的な生活習慣の確立などを働きかけてまいります。

42 ページ、「重点施策 12 地域と学校との連携」でございます。43 ページの 1 ですが上から 2 行目、学校運営協議会の設置を推進してまいります。またその下ですが、学校と地域のパイプ役を担う地域コーディネーターの養成を行ってまいります。

44 ページ、「重点施策 13 教育環境の整備」でございます。45 ページの 1 の (1) ですが、学校施設につきましては耐震対策を着実に実施しますとともに、平成 23 年度を予定していますが、「学校施設長寿化計画 (仮称)」を作成して、計画的な整備と保全に取り組んでまいります。

46 ページ、重点施策 14、最後の重点施策でございます。「市民の学習活動の支援」ですが、47 ページの 1 にございますように、最初の行ですが、平成 22 年度に「横浜市立図書館アクションプラン (仮称)」を策定し、市民の学習活動を支援するとともに、家庭、地域や学校での子どもの読書活動の支援など、図書サービスの充実を図ってまいります。

主な取組についての説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

今田委員長

それでは、今までのところでご質問ございますか。

中里委員

38 ページ、39 ページの学校教育事務所に関連することですけれども、4 月からスタートしまして、校長先生や副校長先生と話す機会の中で、支援というところで非常に好評な印象を受けております。ただ学校で起こる事柄は、種々雑多なことが起きて、本当に支援を必要とするケースがたくさんあります。ぜひ教育のプロ集団として適切な支援をしていただければ、本当に学校は助かると思います。

あと環境の部分、学校環境、44、45 ページあたりですね。なかなか学校の教育環境、日本はよくなくて、例えば体育館はものすごく寒いんです。体育館は体育のためだけ使うものではなくて、集会とか儀式にも使われますが、あそこに床暖房があればと常々思います。教室も冷房のない学校がほとんどです。一部騒音等で冷房を入れている学校もありますが、民間の力も借りながらということも必要なんでしょうが、地球環境の変化に対応できるような形、今年のようなものすごい猛暑などは本当に学校の教室の中ではどういうふうに過ごせているのかなというのが非常に心配になります。

山田教育長

学校教育事務所はまだ発足して半年しか経ってないものですから、これからが正念場だと思っています。この横浜市教育振興基本計画は年度の市議会で報告させていただければと思っています。

確かに体育館、卒業式のシーズン等は寒いんですね。ただ、あのような大きな施設をやるのは、非常に難しいのです。今年の夏の 110 何年ぶりという气象台始まって以来の猛暑の記録づくめの年は、これから続いて欲しくはないんですけども、今の温暖化の状況からいうと非常に危険な状況です。今年、私も 2～3 校、非常に暑

い中見て回りましたが、ちょっと半端じゃないですね。

1階と3階、4階では少し温度が、当然上のほうに行けば高くなります。しかも小学校は転落防止の意味も含めて窓の開閉を15センチぐらいに絞ってますので、風も通らないというような状況も多々あります。いろいろな地域だとか学校のロケーションによって少し違う部分ではありますが、どちらにしても夏の状況を1回調べて、今年では、例えば隣の川崎市さんあたりでは、ほとんど冷房あるいは空調が入っているという状況もありますので、今年状況を踏まえた上で、横浜の小中学校、およそ500校の空調あるいは冷房について調査をして考えてみたいと思います。ただ、一度にやれば200~300億円がかかりますので、そのあたりも踏まえて何ができるかは少し考えてみたいと思っています。

今田委員長

45ページのところで、今さっき中里先生がおっしゃったこの「より良い教育環境の整備」、ここはこの夏を想定したような何かわかりやすい言い方を工夫していかないと、素案で外へ出ていったときに、これはやはり環境の整備という中で、一番今大事な部分に触れてないのではないかと思います。予算の問題があるから簡単には言えないでしょうが、市長部局のほうとよく相談をしてください。

山田教育長

ここに芝生化やグリーンカーテンみたいなものもいろいろありますが、基本的には今年の暑さの状況を考えると、設備という意味で何らかの対応をしないと、大変かなとは思っています。

今田委員長が言われたようなことについては、表現等も含めて少し検討させてください。

奥山委員

これからの5年を見据えていくということで、まだはっきり決まっていないところも含めて、将来展望を入れていくということはとても大事なプランになってくると思います。やはり25ページから26、27あたりですね、特別なニーズが、支援を必要とする児童生徒が増えているという状況の中で、このあたりをどのように推進していくかということは、非常にこの5年で大事ではないかと思います。

また、外国につながるお子さんたちも増えていく中で、ここにも盛り込んでいただいていますけれども、今後の5年に向けて、将来に向けて考えていかなければいけないことをきちんと盛り込んでいただいているなと思いました。

あと、小中連携ということをお大分打ち出していますが、まだ保護者のほうで自分のブロックがどういう小中連携かとなかなか身近に感じられない中で、そのあたりがもう少し見えてくるような5年になるといいなと思いました。

また、施設整備とところ、各委員の皆様からご意見も出たと思うのですが、公立校ではありますが、やはり各学校によって基本的なインフラがきちんと揃っているのかということや、耐震やプールやトイレ、いろいろやらなくてはいけないことがたくさんある中で、少し将来展望が見えてくると、順番もあると思いますが、安心感があるのかなと読ませていただいて、感じたところです。以上です。

小濱委員

14ページの大きな2の(3)です。上から4行目の職場体験の話ですけれども、私、これ非常に興味を持っておりまして、職場体験させるということは非常にいいことだと考えているのですが、その場合、例えば少額でもいいから報酬を、まあアルバイトみたいな形ですよね。与えるということは考えられてないですか。教育上、それは議論になるところだと思いますが。報酬を与えるということが果たして望ましいのか、望ましくないのか。私は望ましいと思っています。働いたという体験をすることによって、自分が社会に労働力を提供し、見返りが来たということで、「あ

あ、働くっていうのはこういうことなんだな」ということが実感ができる。それがやがて社会人として育っていくための一種の人格形成の準備の意味を持つのではないかというふうに、前から私は思っていました。昔、何とか審議会で勤労奉仕みたいなのが出たことがあります。私は無償はちょっと反対なんです。その辺のこと、いかがですか。

今田委員長 指導部長、関連法規との絡みで何か、個々の職場体験で報酬をもらうことがよしとされているのか。あるいは個人はだめだけど学校ならいいというようなことになっているのか。その辺は何かありますか。

漆間指導部長 実は、今小濱委員がおっしゃったような考えを持ってらっしゃる方がいらっしゃいます。金銭教育などで、お金を使う事を学ぶ案もありますが、私は学校教育法上などでお金を取ることについて詳しくありませんが、報酬をもらってキャリア教育を行っているということは、私が知る限りでは横浜ではやっていません。県内でもやってないかなと思います。全国的にもそのような例はないのではないかなと認識しております。

小濱委員 ですから、これまでなくても、横浜で率先して、例えば実験的にやってみることも考えてもいいのではないかなと思っています。例えば時給 200 円とか、300 円とか、そういうお小遣いみたいな感じで実施してはどうでしょう。

漆間指導部長 まだまだキャリア教育の期間も、1 日とか多くても 2 日のレベルです。どちらかといいますと地域の方が面倒を見ているというような雰囲気でございます。

そうではなくて、子どもたちが地域に貢献すると、ギブアンドテイク、子どもたちも地域のために活躍してくれてるねという部分まで、質を高めていくほうがまず先かなと思います。

私もお金を大事に使っていく、お金を得るということは、大切なことですので、そういうことをきちっと身につけさせていくことは大事だと思いますけれども、その前に、先ほど話しましたような形で、もう少し量とか中身を高めて、それを全校に広げていくような形が先かなと思います。

小濱委員 それでもう一つ考えられるのは、そこでのキャリア体験というものを、これから進路を決定していくための一種の履歴として記録される。それはよく働いた子たちにとっては有利なもので出てくるわけですよ。そういうことも考えてもいいのではないかなと思っています。

今田委員長 ある中学で聞いた時には、まず職場体験をさせてもらうこと、そういうお店を見つけること、事業所を見つけることがものすごく大変だそうです。

ある中学は、企業の後押しもありかなり長期的に職業体験をしているところもごくまれにはありますが、一般論とすると、このキャリア教育とまでいかないけれども、体験をするには、先生は頼みに行くのにいろいろ苦労があるというのが実態というようなことを聞きましたね。

柳下先生、その辺は何かご経験上ありますか。

柳下教育次長 今お話があったように、学校が地域の状況によっては探すのは大変だと聞きます。横浜駅周辺ですと事業所がたくさんございますけれども、ある場所にいきますとそういう事業所がなく、かなり遠くまで出かけて行っています。

しかし、子どもたちの話を保護者から聞きますと、今日どここの喫茶店に行っ  
てうちの子が働いてきて、とてもいい勉強になった。接客や人と関わることは  
こういう事だと学んできた。という話を聞いておりますので、今おっしゃったよう  
に、このキャリア教育というのは、まずは地域の方をお願いして助けてもらって  
いるのですけれども、ゆくゆくはこちらからもやはり貢献していくような、そういう  
ものを培わなくてはいけないのかなと思っております。

中里委員

27 ページ、日本語指導が必要な児童生徒への支援の部分なのですが、大変わか  
りやすく区の応援体制も書かれているのですが、これからはますます、様々な外国  
籍、あるいは外国につながる児童生徒が増えると思います。3割を超す生徒が在籍  
している中学校もあります。その様々なご苦勞の話を伺いますと、学校対応だけ  
ではとてもできない話かなというところは感じました。もちろん区でも取り組んで  
いますけれども、学校教育を順調に受けるためではなく、そのベースにあるのは、  
日本での生活を順調に送るための支援というのは市の行政レベルで必要なものだ  
と思っています。

「横浜市中期4か年計画」は、今策定している最中ですが、そのあたりとのすり  
合わせというのはもちろんあるわけですね。市はどのように考えておられるのでし  
ょうか。

池尻教育政策  
推進室長

「横浜市中期4か年計画」は、素案が既に公表されておりますけれども、その中  
の施策の20としまして「国際交流・多文化共生の推進」という施策が掲げられて  
います。目標としまして、多様な文化を持つ人々がお互いの文化を尊重しながら共  
に暮らしやすく活動しやすいまちづくりを進めていくということで、さまざまな取  
組を進めていきます。「横浜市中期4か年計画」は大きな達成指標を掲げまして、  
それを達成するための事業は、事業例という形で、主な事業が全市的にも5つしか  
上がっていません。在住外国人のうち現在の暮らしに満足している人の割合を高め  
るという大きな目標に従いまして、5つの主な事業を掲げております。

その5つ目としまして、生活に密着した課題への対応ということで、さまざまな  
場面における通訳ボランティアの派遣や、身近な区役所や国際交流ラウンジで多言  
語での窓口対応、それから地域参加を促進する取組を進める。また5言語による多  
言語ホームページの構築などを進めているということが主な事業として掲げられ  
ております。

中里委員

国際都市横浜で考えたときに、スタートラインで順調な生活が送れるように、順  
調な学校生活が送れるように支援が必要です。そして双方向に得るものがあるよう  
な形で、せっかくの外国の文化をどのように横浜が取り入れて活用していくか、活  
かしていくかということが、学校も含めまして、ベクトルの向きを同じにしてい  
く必要があります。こちらから出すだけではなくて、向こうの力を活用するような、  
今はまだそこまでいっていないかと思います。双方向に得るものがあり、力を活用  
できるように是非なってほしいと思います。

山田教育長

国際化や異文化、外国人の方の問題というのは、恐らくこれから横浜の大きな課  
題の1つになっていくと思います。この前も申し上げましたけれども、中区の人口  
の1割はもう外国の方だそうです。そういうことで、一定以上の生活水準、知識と  
か学力とかを含めて、その方々との交流の場は、ある意味定着してきているのだと  
思います。日本語がわからない、日本に来て、例えばごみの出し方1つわからない、  
どういう生活をすればいいのかもわからない、という方がお子さんをお連れになる

ことの受け入れ、あるいは交流のあり方は、本当にこれから全市あげて何らかの仕組みなりを構築していかないといけないと思います。その場その場での対応のレベルではなく、教育の問題だけでも片づかないですし、福祉の問題だけでも片づかないですから、トータルの問題としてこれから非常に大きな課題になってくるかということです。現実のところは、トータルの仕組みとして、システムとしてまだできていないと言ってもおかしくありません。

中里委員

本当に奥の深いたくさんの課題があり、親子で日本に来た時に、子どもが日本語を覚えて親御さんがなかなかそれに追いついていけなくなったときに、今度親子のコミュニケーションがとれない。子どもは母語を忘れていってしまうので、今度は親子で我が国に戻ったときに、言葉が向こうの国でも通じなくなってくる。実態は非常に複雑な要素が絡んでいます。是非、現実の目の前の課題解決で精一杯なことは事実ですけども、市としての方針が明確になっていくことが大事なのかなと思います。

小濱委員

あと3つほどお聞きしたいことがあります。

15 ページ、「確かな学力の向上」ですけども、現状と課題の文章の下にグラフが載ってまして、小6から中1への棒グラフ見てみますと、「分かるか分からないが半分くらい」という割合がぐっと増えていますね。これは、いわゆる中1ギャップの中に入る問題だと思うのですが、プレゼンテーションの問題ですが、それについての言及がここの中にないような気がします。

もちろん小中連携が他の部分で強調されているので構わないのですが、このグラフが掲げている以上は、ここにも何か一言欲しいなという気はしますが、いかがですか。

池尻教育政策  
推進室長

今、小濱委員におっしゃっていただいたように、重点施策1で小中一貫教育の推進を掲げ、合同授業研究会を進めていくということなどを示しています。重点施策の2のデータは、中1ギャップも読み取れるのですが、全体的に学力を向上していくために、「よく分かる、大体分かる」というお子さんの割合を増やしていきたいという意図で載せました。

小濱委員

このグラフが載っているのので、これについての言及を何か入れたほうがいいのかという気がしたんです。

それから37ページの大きい2番です。先ほどお読みいただいたところで、3行目ですね。「小学校に特別支援教育コーディネーターを兼務する児童支援専任教諭を配置するとともに、小中学校をサポートするための非常勤講師の配置やアシスタントティーチャーの派遣を行います」と、これは大変すばらしいアイデアで、ぜひ推し進めていただきたいのですが、さらにもう一步進めて、つまりこの課題のページの形というのは、チーム対応力の強化で、子どもに何か困った事態が生じた場合とか、子どもの指導を円滑にやっていく、つまり子どもにどう対応していくかという観点から言われてますが、それと同時に先生が学級運営というものをよりスムーズに行っていくという、同じことかもしれませんが、先生側に立った観点も必要ではないのかなという気がしてまして、その観点からすると、この非常勤講師の配置やアシスタントティーチャーの派遣をもう少し強化してはどうでしょうか。これはアシスタントティーチャーはボランティア学生が来るのでしょうか、もう少し何か、義務づけるといいますかね、若いまだ本職になっていない先生候補生、教師候補生を鍛えるという、そういう観点があっているのかなと思います。

最終的には、前にも申し上げてきましたが、インターン制のような制度をきっちり作っていく、その姿勢が大事かなという気がいたします。それについてはいかがでしょうか。

よこはま教師塾を見学させていただきましたが、4年生の模擬授業を拝見しますと「これじゃだめだな」というのがあります。それは現場に行って、よこはま教師塾の場合にはローテーションを組んでほかの受講生の方が児童生徒の役割を演じるわけですね。だけど、やはりよこはま教師塾には限界もあり、みんな優しくお互いにいたわり合うみたいな部分、雰囲気も出てきてしまいます。だけど現場はきっと、もっともっと厳しいだろうという感じがしますので、現場にとにかく教師候補生をできるだけ長い時間出すという、そういう体制を作ってはどうかと思います。

池尻教育政策  
推進室長

32 ページ、重点施策 7、ここは「総合的な人材確保の展開」ということで、さまざまな段階で人材を確保していくということが掲げられておりますけれども、例えば「(4) 教員養成段階からの関係機関と連携」ということで、上から 4 行目ですけれども、大学と連携して学生をアシスタントティーチャーとして学校現場で受け入れたり、大学の養成段階からカリキュラム内容を調整したりするなど、人材育成を協力して行うなどの取組を今後行っていきたいと考えております。

小濱委員

43 ページの上の大きな 1 ですけれども、「学校運営協議会の設置を推進します」とありますが、これも前に申し上げたような気もしますが、学校運営協議会が発足されてから、今年で 6 年目ぐらいになりますね。そうすると、これまでの学校運営協議会の成果、あるいは余り成果が上がってないとか、そういう実績面のデータはそろそろ出ているのではないかと思います。そういう意味で、単にそのことの検証なしに学校運営協議会の設置をただ推進というように言い切っていいものかどうか。その点の検討というものも、ここ付け加えてはいかがかなと思います。

池尻教育政策  
推進室長

学校運営協議会につきましては、各年度の運営方針でも設置拡充ということで取組を進めております。その振り返りの中でも、地域のご協力をいただいて、学校づくりが進んだなどのいい結果が得られていましたので、それを踏まえて設置を推進するということとしております。

小濱委員

いい成果がこれで出ますよと、表現したらいいと思います。

池尻教育政策  
推進室長

そうですね。ちょっとスペース的に厳しいんですが、「現状と課題」のほうに、記載できるか検討してみます。

漆間指導部長

17 年度からスタートいたしまして、もう実は 6 年になりますので、それこそ 5 年一区切りではないですけれども、やはり一度ここで、その成果は何なのか、課題は何なのか、ただ広めていくだけではなくて、より質の高い運営協議会にしていく必要があります。これまでも教育委員会の中で設置希望校が出たときに、委員の問題、それから検証すべしというご意見が出ておまして、今年、担当のほうで検証していくことを考えております。

それをどういう形でまとめるかにつきましては、まだ決めておりませんが、何らかの形で委員の皆様にもお話しできるかと思います。

小濱委員

はい。わかりました。どうもよろしく申し上げます。はい、以上です。どうもあ

りがとうございました。

今田委員長

教育振興基本計画ということで、いわばいいことがたくさん書いてありますが、「現状と課題」というところは、図表もあり、比較的にわかるようになっています。ただ、この重点取組は、市民からパブリックコメントを募集するとなると、みんなに読んでもらわないといけない。みんなに読んでもらおうとすると、やはり5年後にはこれはこうなるというイメージが見えた方がいいと思います。

全部に、現在と5年後の目標が入るのかどうかわからないけれども、先ほどの「児童支援の専任教諭は全小学校へ配置します」では、22年度は70人ですが、26年度の目標、これは全部の事業に書けるわけではないですが、重点取組の中のコアの事業について、文章の下にやはり何か出てこないか、なかなか読んでもらえないと思います。

読んでもらえないのも戦略か、そのようなことはないと思いますが、やはりこれはわかりやすく、コアの事業、今はこうだ、5年後こうだと、こういうことを予想してますというのを、全部が入るかどうかわかりませんが、ケース的に入るものは入れて整理して、示した方がいいですね。冷房化の話はどうなるか分かりませんが、お金の伴うもの、みんなそれぞれお金が伴うのでしょうか、この重点取組ではページが少ないのかもしれないが、計画という形でいくと、ぜひ工夫をお願いしたいと思います。

山田教育長

わかりました。できるところとできないところがあるかと思いますが、なるべく読んでもらえるように工夫します。

今田委員長

少しわかりやすく、例えば表にするとか、目標値などを載せるなど工夫してください。実質的に取組の姿勢というものをわかりやすく皆さんお見せするなどお願いしたいと思います。

それでは、次の3回目の説明ということで、48ページからお願いします。

池尻教育政策  
推進室長

それでは48ページをご覧ください。「成果の把握」についてでございます。この計画では5つの目標と14の重点施策を掲げております。この計画の推進によりましてどのような成果が全体として上がったのかを客観的に把握するための一つの手だてとしまして、指標を設定したいと考えております。

下に表で一覧になってございますが、その下をご覧ください。まず小中学校の指標ですが、①「学校の授業は分かりやすい」と答えた子どもの割合を70%以上にしてはどうかと考えています。これは横浜市学力・学習状況調査におきまして、「学校の授業は分かりやすいですか」に「よく分かる」「だいたい分かる」と答えた子どもの割合を増やしたいということでございまして、子どもの理解力や教師の授業力の状況を把握するものと考えています。

また②横浜市学力・学習状況調査の基本問題の正答率を70%以上をしたいと考えております。基本問題とは正答率70%を想定している問題です。基礎的・基本的な知識・技能の習得など、基礎学力の定着の状況を把握します。現状地では正答率が70%に達しておりませんので、まずは正答率70%以上を目標といたします。

その下の③新体力テストの測定結果、昭和60年、これは体力が一番高い水準にあったといわれているところですが、その昭和60年を100としたときに、平成26年度までに94.6に上げていきたいというものです。これはその下に記載がございまして、既に策定しております「体力アップよこはま2020プラン」で平成32年度、西暦2020年までに昭和60年の体力水準に回復するということを目



標として既に掲げてございます。ここに至るまでの間ということで、まずはこういった目標を掲げているものでございます。

また49ページは高校でございます。④としまして、各学校で学校の特色を生かしました進学や就職など、進路に関する指標を独自に設定し、平成22年12月までに公表していきたいと考えております。高等学校の場合は、普通科や専門高校、あるいは総合学科など、学校の特色もさまざまであり、生徒の進路希望がさまざまありますので、学校ごとに指標を設定していきたいと考えております。

特別支援学校ですが、⑤です。「個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づいて、個に応じた指導が充実している」と答えた保護者の方の割合を90%以上にしていきたいと考えております。現在も学校で保護者アンケートなどを行っておりますが、「そう思う」「ややそう思う」と答えた保護者の割合を指標としまして、一人ひとりに応じた指導の状況を把握していきたいと考えています。

下の枠囲みでございますが、なかなか教育活動と成果を把握するための指標というのは難しい課題がございます。数値化しにくい面もございますし、さまざまな要因が関係しております。ただ、個々の取組の目標を掲げましても全体として成果がどれくらい上がったのか把握しにくいことも事実でございますので、この計画の成果を客観的に測る“一つのものさし”として、このようなものを掲げたいと考えております。

続きまして「第4章 計画の推進にあたって」です。52ページをお開きください。1でございますが、上から2行目、教育には子育てや福祉など、いろいろな施策と深く関連する部分がございますので、今後とも関係する市長部局と相互に連携・協力を図ってまいります。

また最後の段落ですが、この計画の推進にあたっては、学校・家庭・地域住民の皆様はもとより、教育関係機関、ボランティアの方々、企業や大学などとの連携・協力が不可欠です。今後も皆様方の協力・参画を得まして、本市教育の充実を目指してまいります。

また大きな2ですが、社会の急速な動きの中で、新たに対応や検討が必要な課題が発生することも予想されます。また本市の教育に影響を与える国などの動きについても注視していく必要がございます。教育を取り巻く状況の変化に応じまして、計画内容についても適時適切な見直しを行うなど、今後5か年の間で柔軟に対応し、必要な施策を進めていきたいと考えています。

また「3 進捗管理」ですが、横浜市では毎年度、運営方針を作成しておりますので、運営方針に目標を定めまして、年度ごとに事業を推進していきたいと考えております。

53ページからは「資料編」ということで、54ページをお開きください。54ページ・55ページは「基礎データ」としまして、学校数や職員数、児童生徒数などの基礎的なデータが掲載されております。また、56ページ以降は「重点施策関連データ」としまして、前の14の重点施策に載せきれなかった主な関連データを掲載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

また、この素案の最後の裏表紙をご覧ください。この素案につきましては、9月17日から10月20日まで、約1か月、市民の意見募集を行ってまいりたいと考えております。この計画が大部でございますので、現在この計画を簡単にまとめましたA3裏表、A4にしますと4枚程度の概要を作成中でございます。ご意見は次のいずれかの方法でお寄せくださいということで、素案の概要版につきましては、切り取ってはがきになるようなものを想定しております。切手不要で送っていただけるようなものですので、重点施策ごとに、あるいは全体にということで意見をいただくようなことを考えています。

また素案のほか、ファクスや電子メールなどでも意見をいただきたいと思っております。この「横浜市教育振興基本計画」素案全体につきましては、ホームページにも掲載をする予定でございます。市民の皆様方の意見募集と並行しまして、教職員からの意見募集も行ってまいりまして、それらの市民から、あるいは教職員からの意見を踏まえ参考とさせていただきまして、またこの計画を練り直し、今年度中に計画を作成していきたいと考えております。

説明については以上でございます。よろしくお願いたします。

今田委員長

はい。説明が終了しました。ご質問等ございましたらどうぞ。

奥山委員

今さらで申し訳ないのですが、15 ページのところでは先ほど小濱委員の指摘があった「授業どのくらいわかりますか」というのは、成果の把握の小中学校と関連あると思うんです。これ見ると、小学校は7割、一応「大体分かる」、でも中学校は半分、50%ですね。これを小中学校あわせて参考値平均となると、小学校は7割大体わかっているのに、中学校は50%、これを分けなくて平均でいいのかなどか、このデータを見ていて、そのあたりご検討いただいたほうがいいかなと思いました。それを思うと2番・3番は小中学校で差があるのか、ないのかも気になり始めてしまったのですが、どうでしょうか。2番・3番もどこかにデータがありますか。

池尻教育政策推進室長

当然、小中学校別のデータも持っておりますが、申し訳ございませんが、後ろの関連データ等もございますので、今のご指摘を踏まえまして、少し検討させていただきます。

今田委員長

31 ページに小学校教諭の年齢構成がありますが、中学校も同じような形であるのでしょうか。ここに入れるかどうかは別にして、ちょっと後学上いただければありがたいと思います。

池尻教育政策推進室長

後ほどお届けいたします。それから今、成果の把握のところでは奥山委員にいただいた意見をもとに検討してまいりますが、実は説明が漏れてしまいましたが、この小中学校の成果を把握するための指標については、同じものが「横浜市中期4か年計画」のほうで掲載をされておりますので、参考までにご説明申し上げます。

今田委員長

よろしいですか。それでは、少し時間が長くなりましたけれども、意見がいろいろ出ましたので、それを修正していただいて、修正をしたものを私と教育長にお任せをいただくということで、承認ということでよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

では、承認ということでよろしくお願いたします。

次に平成21年度25号議案「平成21年度横浜市教育委員会点検・評価報告書」について、ご説明をお願いします。

高橋総務課長

総務課長の高橋でございます。それでは第25号議案につきましてご説明を申し上げます。議案書をご覧いただきたいと思っております。第25号議案でございますが、この議案は毎年度行っております教育委員会の点検・評価報告書の今年度の報告書です。中身といたしましては、昨年度1年間ということで、平成21年度の取組の点検・評価をした報告書ができあがりまして、現在開会中の議会に提出をし、

公表したいというものでございます。

この点検・評価につきましては、平成20年からスタートいたしましたので、今回で3回目の取組ということになります。

議案書の2ページをおめくりいただきたいと思っております。この点検・評価でございますが、根拠といたしましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条ということでございまして、右側の3ページのほうに四角書きでこの法律の27条の条文を掲げさせていただきました。

条文を見ていただきますと、教育委員会は毎年この点検・評価を行って議会に提出、公表しなければいけないという義務づけがされているところでございます。第2項のところにありますように、点検・評価を行う際には教育に関して学識経験を有する方の知見を活用することという条件が付されているところでございます。

3ページの下の方に概要が書かれてございますが、その中の大きな2の(4)学識経験者による意見という欄をごらんいただきたいと思っております。法律のほうで学識経験者の知見を活用することということになってございますので、ことしも玉川大学教職大学院教授小松郁夫先生、横浜国立大学教育人間科学部教授の高橋勝先生、お二方のご意見をいただいたところでございます。

それでは、実物を添付しておりますので、こちらのほうをご覧くださいながら説明をさせていただきます。まず表紙をめくっていただきますと、1ページのほうで目次がございまして、「はじめに」をあわせまして第1章から第3章まで、そして資料編という構成になってございます。本日は時間の関係もございまして、始めに第1章、それから第3章を重点的にご説明させていただこうと思っております。

1ページおめくりをいただきたいと思っております。2ページ・3ページでございしますが、まず2ページでは先ほど申し上げました点検・評価の制度の趣旨を経緯、それから学識経験者の知見の活用という欄でご説明をするページを設けたところでございます。

右側の3ページでございしますが、点検・評価ということでございますので、どのような事業をその点検・評価の対象としたのかということ、その対象範囲を明示するというところで下側にございます教育委員会の権限事項とされている事項の関連施策について、主なものを点検・評価の対象としたということを明示させていただきました。1ページおめくりをいただきたいと思っております。主な内容でございます。4ページからは第1章、平成21年度教育委員会点検・評価の簡易表でございまして。左ページの1「教育を取り巻く動向」でございしますが、こちらでは平成21年度の情勢について全体を概観するという形でまとめさせていただいたところでございます。

右側の5ページの2「教育委員会の活動」という欄がございしますが、まず中段の(1)教育委員会の定例会・臨時会の開催状況ということでございまして。平成21年度もトータルといたしまして定例会12回、臨時会18回ということで、合計30回の会議を開催したところでございます。5ページの下の方をご覧くださいと、21年度と20年度の比較ということでございまして、開催回数、それから傍聴者の方、それから審議時間といずれも前年度よりも上回る形での審議をいただいたという内容でございます。

1ページおめくりをいただきまして、教育委員会定例会臨時会における審議の状況ということでございしますが、上のほうに審議案件等の件数推移ということで書いてございます。どのような審議を行ったかということで、それぞれ審議案件事項ごとに件数が書かれているところでございます。特に請願審査等につきましては、平成21年度教科書採択関係の事務がございました関係で非常に伸びたという状況がございまして。

(2) の定例会・臨時会以外の活動状況ということでございますが、横浜市教育委員会の場合は、定例会・臨時会以外にも活発に活動をするということでございまして、その状況を記載させていただきました。定例会・臨時会のほかに、アから次のページのカにありますように、合計 158 回のその他の活動ということで活発にご活動をいただいたところでございます。21 年度は特にエの部分、学校等訪問という部分につきまして、特に教育委員による個別学校訪問等 66 回ということで非常に多数の学校訪問を委員の先生方のほうでしていただいたという状況が見てとれようかと思えます。

続きまして 8 ページでございますが、ただいま申し上げました教育委員会の活動の中で、実際に中身についてはどういう中身が審議をされたのかというのがこの 8 ページの記載でございます。中段の表を見ていただきますと、案件の件数表でございますが、法律に定められている事項の区分に従ってそれぞれ 21 年度と 20 年度にどんな件数処理をしたのかという対比表がございます。「審議案件」という欄を見ていただきますと、ほぼ 85 件、前年度が 84 件ということで同じような権限行使の審議がされたということでございます。右側の「報告・協議案件」ということでございますが、これは何かと申しますと 8 ページの下の四角い箱のほうに書いてございますが、教育委員会の権限事項のうち、法律規則等で定められた内容については教育長に委任できるという規定がございますけれども、教育長に委任した事項につきましても、委任してそれでおしまいよということではなしに、この報告・協議事項ということできちっと教育長、教育委員会事務局のほうから委任された事項の処理状況について報告を求めて積極的に指示をしながら処理をしたという状況をあらわしている状況等でございます。21 年度は 79 件の報告・協議案件を処理していただきました。

続きまして右側の 9 ページでございます。9 ページから 14 ページが重点的に議論したテーマということでございまして、幅広い活動の中で特に重点をかけて議論をしていただいた、取組をしていただいた部分についてポイントを記載した内容ということになっているところでございます。こちらにつきましては、この網かけをしております部分、これが教育ビジョンの 5 つの目標に相当している部分でございます。ビジョンの目標ごとにどんな重点的な議論があったかという記載をさせていただいているところでございます。まずビジョンの目標の 1 「子どもの力を高めるための取組」につきましては、(1) 番で「横浜型小中一貫教育の推進」ということで、通学区域が非常に複雑になっているという難しさのある中で、小中一貫教育推進ブロック 140 ブロックを設置し、推進をしたという部分がございます。(2) の「特別支援教育の推進」につきましては、状況が変化する中でまたニーズが高まっていくという中で、特別支援教育の充実に取り組むために平成 21 年度は特別支援教育を推進するための基本指針、これを策定して取組が推進されたという状況がございます。

(3) の「中高一貫教育校の検討」につきましては、数多くの協議回数も重ねていただきまして、10 ページになります。横浜市立中高一貫教育校の設置に関する基本方針、これを策定いたしまして平成 24 年度に南高等学校に附属中学校を設置するという内容の決定をしていただいたところでございます。

(4) 番の「市立学校で使用する教科書の採択」では、平成 21 年度につきましては中学校用教科書、高等学校、特別支援学校、及び小中学校の個別支援学級用の教科書の採択を行ったところでございます。特に中学用教科書につきましては多くの請願・陳情審査も行う中で採択を行ったという状況がございます。また採択地区につきましても変更を行い、神奈川県教育委員会の承認を受けたところでございます。

次の教育ビジョンの目標の2「学校教職員の力を高めるための取組」でござい  
ますが、(1)の「教職員の人事」といたしまして、教員採用の試験制度の改善、あ  
るいは多方面からの管理職の登用、統括校長の全区配置というような内容を講じる  
一方で、残念ながら教員の不祥事というものへの対応も行っていました。厳正  
に対処を行っていく一方で、不祥事の根絶に向けた議論も行っていました。  
続けて教職員の資質自体の向上も図っていこうということで、横浜学校経営塾、あ  
るいは横浜教師塾などの積極的な対策を組み合わせるというよう  
な議論もしていただいたところでございます。

続きまして教育ビジョンの目標3「学校を開くための取組」でござい  
ますが、先ほどから議論が出てございます学校運営協議会の設置促進という  
ことで、平成21年度につきましては前年度まで15校の設置にとどまっていた部分  
を新たに20校プラスをするという促進の取組が進んだところでござい  
ます。

続きまして教育ビジョンの目標4「家庭・地域の教育力を高めるための取組」  
といたしましては、子どもたちの学力向上等の中で家庭の教育力がかぎを握って  
いるという重要性に着目しながら、望ましい家庭学習のあり方や、家庭での学  
習習慣の必要性などについての議論を進めていただいたところでござい  
ます。

1ページおめくりいただきまして12ページでござい  
ます。教育ビジョンの目標5「教育行政の現場主義を進めるための取組」  
では、方面別学校教育事務所の設置  
ということで、より現場に近いところで学校への支援・指導を行えるよ  
うにということ  
で準備を重ね、この4月1日から4方面で設置をしたところでござい  
ます。

右側の6ページ「その他の重点的な取組」でござい  
ますが、(1)の「小中学校  
の規模や配置に関する基本方針の見直しの検討」、これは先ほど議題とい  
う形で出  
てまいりましたけれども、その前段の議論を平成21年度では行ったとい  
うことで  
ございまして、学識経験者等からなる検討委員会での中間報告もいた  
さながら、  
学校選択制についてのご議論も活発にいただいたところでござい  
ます。

(2)では「新型インフルエンザの対応」という  
ことで、昨年  
は新型インフルエンザの対応に大変な状況がござい  
ました。体制も含めて積極的な取組を  
図ったところ  
でござい  
ます。

また(3)でござい  
ますが、平成21年  
は横浜開港150周年の記念すべき年とい  
うことで、開港150周年記念事業に学校の  
児童生徒たちも参加するとい  
うことで、  
学習の一環として508校、約20万人の  
子どもたちが参加をし、横浜の歴史  
や開港の意義について学んで横浜の  
魅力を見つめ直す機会とすることが  
できたところ  
でござい  
ます。

1ページおめくり  
いただきたいと思  
います。5の「点検・評価を踏まえた  
今後の方向性」でござい  
ます。このページ  
の中段部分をごらん  
いただきたいと思  
います。この報告書  
に記載されてお  
ります点検・評価  
の結果ですとか、  
有識者からの意  
見、それを真摯に  
受けとめて今後  
の教育行政の推  
進に適切に反映  
をしていくとい  
う決意を記載さ  
せていただいた  
ところでござい  
ます。

その有識者から  
のご意見という  
部分でござい  
ますが、ちょっと  
ページを飛ばさ  
せていただき  
ます。32ページ・  
33ページをお開  
きいただきたい  
と思  
います。まず右側  
のページ、玉川  
大学の小松先生  
のご意見をお書  
きいただきました  
が、まず冒頭の  
長いパラダイム  
の中で、横浜市  
教育委員会の取  
組は年々審議の  
回数、さまざま  
な活動もふえて  
きているとい  
う中で、質的な  
充実が図られて  
いるだろうとい  
うことで、「会議  
の中でも非常に  
多岐にわたった  
議論が行われ、  
教育委員会と  
しての所掌事務  
の必要不可欠  
な領域もカバー  
しているものと  
考えられる。地  
方教育行政の趣  
旨からしても、  
適正に執り行  
われているもの  
と判断できる」と  
の評価をいただ  
いているところ  
でござい  
ます。

33 ページ中段から 34 ページにかけて、個々の施策ごとの内容につきまして、もご指摘をいただいているところがございます。中には厳しいご指摘もございます。個々の中もご指摘いただいておりますが、35 ページのほうにいきまして、最終部分で総括的に3つのご指摘をいただいているところがございます。

まず第1点でございますが、今までも取組を進めてございますが、これからも市民や子ども自身の要望や期待、声などに耳を傾けて社会の変化に迅速に対応した施策の推進が望まれますというご指摘です。

それから2点目といたしましては、これはちょっと厳しいご指摘でございますが、残念ながら現時点を見ると客観的なデータや資料、それから情報等の収集・分析・活用、科学的な行政運営、学校経営という点では、進んだ外国の例などを見ると、やや見劣りをする部分があるかもしれないということで、こういう部分、しっかりと取組を進める必要があるのではないかとというようなご指摘もいただいております。

それから第3点目といたしまして、教育予算の部分でございますが、重点的に必要な分野への配分を投資的に実現していくべきであろうというようなご指摘もいただいたところでございます。

続きまして36 ページ、横浜国立大学の高橋勝先生のご意見でございますが、まず冒頭の1番の部分で評価でございますが、現場主義に徹する教育行政ということ、これを教育委員会としては取組として掲げているという内容で、その掲げた内容が単なるスローガンに終わることなく、しっかり内実を伴ったものになっていると見受けられるということで、ご評価をいただいております。

それから37 ページの大きな3の部分では、教育ビジョン、先ほど見ていただきました5つの目標ごとにまたご意見をいただいております。目標1「子どもの力を高めます」という部分につきましては、先ほどございました横浜型小中一貫教育推進ブロックに対して、今後の効果が期待できるであろうという評価をいただいております。

目標2「学校教職員の力を高めます」という部分につきましては、何といたっても特に小学校の教員の確保がこれからも引き続き重要な課題となるだろうということで、ご提案といたしまして試験会場を地方でも何カ所か行ってみるなど、抜本的な対策を検討してみてもどうかというご意見がいただいております。

続きまして目標3「学校を開きます」では、昨年も同様のご指摘をいただきました。学校が地域の文化的拠点としてのあり方、何ができていくのか、地域社会への活性化に向けて学校が何かしていくことができるんじゃないか。そういう部分の検討をしていく必要があるのではないかとのご指摘がございました。

目標4「家庭そして地域の教育力を高めます」ということでは、現在地域コーディネーターの育成ということを打ち出しておりますので、地域コーディネーターを育成するだけでなく、関連事業との連携や、コーディネーター同士のネットワークづくりというような部分も必要であろうというご指摘がございました。

目標5「教育行政は現場主義に徹します」ということで、4方面の事務所設置をしておりますが、この事務所に対する支援体制、また各事務所の業務の点検と実質化というようなことも必要であろうというご指摘をいただいているところでございます。

最終的に締めくくりの部分でも、全体として教育委員会の機能が十分働いており、施策の重点項目の達成度もおおむね目標を上回っていると判断できるというご評価をいただいたところでございます。

それでは恐縮でございますが15 ページにお戻りをいただきたいと思います。15 ページにつきましては、こちらは例年どおりの部分でございます。15 ページから

31 ページにわたりまして、第2章「施策の点検・評価」という部分がございます。この部分につきましては事務的に個々の施策の点検・評価をかけて、整理をさせていただいた部分でございます。

16 ページに個々の施策ごとの目次をつけておりまして、どの施策についての点検・評価がどこにあるかというのを示してございます。右側の17 ページを見ただけですと、例年の様式を使っておりませんが、ことしは目標のすぐ下にございます目標についての方針と評価の部分、ここがネックになってございますので、ここを強調できるようにちょっとスペースを大きくとって、目立つようにいたしました。

それからその下の個々の施策ごとの箱でございますが、この箱の真ん中部分にゴシックで強調している部分がございます。ここがこの施策について教育委員の先生方のほうからどういう指示をいただき、どういう指摘があったかというのを記載している部分、こちらにつきましては目立つようにゴシックをかけたということで、その後31 ページにつきましては個々の施策について点検・評価を整理させていただいたところでございます。

最後でございますが、39 ページをご覧いただきたいと思います。39 ページ以降は資料編ということでございまして、めくって見ていただきますと、それぞれ教育委員会で審議をした議案の一覧表ですとか協議内容の一覧表、それから48 ページにまいりますと、活動実績ということで、カレンダー的のどのような活動がどういうふうに行われたかというのを整理させていただいた部分でございます。

全体としては、例年の様式を使いながら作成をさせていただいたということでございます。長くなりましたが、ご説明は以上でございます。

市会への報告でございますが、冒頭でも申し上げましたように、全代の市会に報告ということですので、きょうご承認をいただいて、明日の議会本会議で提出をさせていただくという予定でございます。以上でございます。

今田委員長

所管課から説明が終了しました。ご質問等ございましたらどうぞ。

高橋先生については、過日いろいろご意見を伺いましたけれども、小松先生は外国へ出張中ということで、今日、こういう形でご意見をいただいています。いずれにしても1年前の実績を整理したということですから、そういうことでご理解をいただきたいと思います。先生方のご意見を踏まえて、また我々のほうはいろいろな取組をしていきたいと思います。

よろしゅうございますか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

以上で本日の案件が終了しました。委員の皆さんから何かございますか。

それではご発言がなければ、これで本日の教育委員会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

[閉会時刻：午後0時24分]